

## 平成25年度第1回大和市福祉有償運送運営協議会 会議録

■日 時：平成25年4月26日（金） 午後2時から3時

■場 所：大和市保健福祉センター5階 501会議室

■参加者数 17名

出席委員 9名

居垣章子（会長）、竹内ひろみ（職務代理）、鈴木恵美子、大屋真知子、小関友子、小堤健司（委任状により秋田丈仁氏が出席）、松園フミ子、石井孝雄、海老沢義行

欠席委員 2名

伊澤好春、石渡伸治

（敬称略、名簿順）

事務局 5名

健康福祉部長：金子

健康福祉総務課長：小山

地域福祉担当：小口（係長）、山本、玉田

申請者（団体）3名

NPO 法人 ワーカーズ・コレクティブ ケアびーくる

奥平ます美、林洋

NPO 法人 はあとけあ

安田法晃

---

### 1. 開 会

#### 【事務局より】

- ・過半数以上の出席者を確認し、協議会の成立を報告。
- ・委任状により小堤委員の代理で秋田丈仁氏が出席している旨を報告。
- ・今回協議を行う事業者2団体の出席者を紹介。
- ・事前送付した資料の確認

### 2. 会長あいさつ

- ・居垣会長よりあいさつ。

### 3. 議事

#### <協議事項>

- (1) 特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブケアびーくるの更新登録について
- ・資料を基に、福祉有償運送の必要性、タクシー・福祉タクシーの台数及び公共交通

機関が行う移動制約者の輸送の状況、福祉タクシー利用助成交付状況、市内福祉有償運送実施事業者の移送人員及び移送距離の実績を確認。また、自家用有償旅客運送更新登録の申請に係る協議事項について、各項目に対してケアびーくるの対応状況に問題のないことを確認。

- ・ケアびーくるより、使用車両数のうち「セダン等15台（うち軽自動車0台）」は「セダン等15台（うち軽自動車3台）」の誤りであることを報告し修正。

**【主な意見・質疑内容】**

- ・移送人員実績、移送距離実績を見ると、昨年より減少しているが、何か要因は考えられるか。  
→減少の要因の一つとして事業者との間で確認された事項としては、腎透析患者の場合、1人あたり週2～3回の利用を1ヶ月4～5週、それを12ヶ月続けるため、利用者が1人減ることによる実績の減少幅が、それ以外の利用者が1人減る事以上に大きく数字に表れてしまうことが挙げられていた。（事務局回答）
- ・事故対応責任者、苦情処理責任者が定められているが、実際に運行をしている中で事故や苦情は発生しているのか。  
→事故は一件も発生していない。苦情については、時間通りに送迎に来なかった等の理由で電話がくることはたまにある。（事業者回答）
- ・運行管理責任者が2名配置されている。自動車保有台数が20台以下の場合は1名でよく、もちろん多いにこしたことはないが、両名とも資格を有しているのか。  
→以前まで20台以上保有していたために、19台となった今も体制はそのままにしている。両名とも資格を有している。（事業者回答）
- ・会長より、本協議事項について協議メンバーの挙手による表決を実施。

**【表決】**

- 議決：賛成 9名  
過半数の賛成が得られたため、協議事項（1）特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブケアびーくる（更新登録）については、協議が調った。

**（2）特定非営利活動法人はあとけあの旅客から収受する対価の変更について**

- ・資料を基に、現行からの変更点について説明。  
変更点は、付添介助・待機料金の中で、現行「15分未満は無料」としていたところを「15分未満250円」とし、それ以降15分刻みの加算料金にもそれぞれ250円を加算する。対価を変更する理由としては、当初想定していた以上の利用者により、コストが上昇してしまったことや、横浜市への運送の区域を拡大する必要が生じたことなどが挙げられた。

**【主な意見・質疑内容】**

- ・理由からすれば変更もやむなしかもしれないが、利用者負担増はできればさけてほ

しい。

- ・他の事業者はどのような対応を取っているのか。
- 待機料を設定していない事業者もあれば、同様の金額設定で収受している事業者や、今回の内容以上に収受している事業者もある。(事務局回答)
- ・会長より、本協議事項について協議メンバーの挙手による表決を実施。

#### 【表決】

- 議決：賛成 8名、反対 1名  
過半数の賛成が得られたため、協議事項(2) 特定非営利活動法人はあとけあ(旅客から収受する対価の変更)については、協議が調った。

(3) 道路運送法関係通達の一部改正等に伴う更新登録時の協議方法の変更について

- ・資料を基に、神奈川運輸支局の秋田氏より、改正内容の説明。

「運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」の改正内容(追加)  
運営協議会の開催は、原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、合意事項等を記載した議事概要の公開をもってこれにかえることができるものとする。 ※以降追加

『なお、委員の招集が困難である場合等にあつては、運営協議会があらかじめ定める方法により行う判断に基づき、全ての委員からの意見聴取及び賛否の意向の確認を行うこと並びに議事概要の作成及び講評を行うことを条件として、開催に代えて書面の郵送又は持ち回りにより意見の聴取及び議決(道路運送法第79条の6第1項に定める有効期間の更新の登録に係るものに限る)を行うことができるものとする。』

- ・事務局より、今後の運営協議会の開催にあたり、上記に該当する内容(有効期間の更新登録のみの協議事項)の場合は、委員を招集せず、書類の送付及び表決書の提出による議決としてよいかという点について、協議を依頼。

#### 【主な意見・質疑内容】

- ・書類での議決をするにあたり、事業者に対して質問がある場合はどのようにするのか。
- 表決書に賛否の意思表示をしていただくのと合わせて質問内容を記していただき、その内容を事務局から事業者を確認する。表決結果と質疑応答については、議事録(案)の状態協議メンバー全員にお示しし、修正意見を聴取する期間を設けて意見を伺い、最終版の議事録を大和市ホームページに掲載する。(事務局回答)
- ・今後、各事業者の更新登録が有効期間の更新だけの内容の場合、運営協議会として協議メンバーが招集されることはなくなるのか。
- そのような可能性も否定できないが、協議メンバーのみなさんの意見も伺いながら決定していきたい。(事務局回答)

- ・協議を行う時期はどのようになるのか。

→これまで、運営協議会を開催する時期については、有効期間の満了する日の2ヶ月前から神奈川運輸支局への申請が可能なることから、有効期間の2ヶ月前での協議会開催に努めてきた。今後も同様の対応を行う予定である。(事務局回答)

- ・会長より、本協議事項について協議メンバーの挙手による表決を実施。

#### 【表決】

- 議決：賛成 9名

過半数の賛成が得られたため、協議事項（3）道路運送法関係通達の一部改正等に伴う更新登録時の協議方法の変更については、協議が調った。

#### 4. 今後のスケジュールについて

・事務局より資料を基に、今後のスケジュールについて説明。協議事項（3）が調ったことにより、事業者の更新内容によっては書類による議決になる旨を説明。

#### 5. その他

- ・事務局より、新たに担当となった職員の紹介。

#### 6. 閉 会

- ・職務代理より閉会の挨拶。終了。

(記録：健康福祉部健康福祉総務課地域福祉担当 山本)